

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 15 日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

介護現場における賃上げ促進税制の活用に係るリーフレットについて

令和 6 年度介護報酬改定により、令和 6 年 4 月から、処遇改善加算が使いやすくなり、上位区分への移行を通じて、より高い加算率を取得しやすくなっております。

今般、令和 6 年度税制改正により、処遇改善加算を活用して賃上げた分も、賃上げ促進税制による税額控除の対象となりました。

介護事業所において賃上げ促進税制を積極的に御活用いただき、より一層の賃上げを進めていただけるよう、別添のとおりリーフレットを作成しましたので、各自治体におかれましては、管内の介護サービス施設・事業所等に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。